

企業・事業者関係の改正

1 賃上げ促進税制の強化

Q

コロナ禍から赤字続きですが、従業員に教育訓練を行いつつ給料を上げたいと思っています。賃上げ促進税制は活用できるでしょうか？

A

中小企業においては、全雇用者に支給する給与総額を前年度より一定以上増加させた場合等に、増加額の最大45%を税額控除できるほか、賃上げを行った年度に赤字となり税額控除ができなくても5年間の繰越が可能となりました。

1 改正の背景

低迷が続いた我が国の賃金が昨年、大企業平均で約30年振りの高い水準を記録しました。これを一過性のものとすることなく、かつ中小企業においても厳しい状況下でも賃上げを行えるよう、物価上昇を十分に超える持続的・構造的な賃上げ

が行われる経済の実現を目指す観点から賃上げ促進税制における特例措置が強化されました。

2 改正の内容

賃上げ促進税制は、中小企業向けと大企業向けで要件や控除率が異なり、従来の大企業のうち常用従業員数が2,000人以下の「中堅企業」枠が新たに設けられました(☞下図参照)。

■中小企業向け賃上げ促進税制

(1) 上乗せ措置見直し控除率最大45%に

中小企業向け賃上げ促進税制は、全雇用者の給与総額の増加率が前年度比+1.5%以上の場合には控除率は15%、+2.5%以上では30%となり、今年度改正では前年度比+5%（改正前+10%）に緩和される教育訓練費の要件を満たす場合は10%、「くるみん」又は「えるぼし2段階目以上」の認定を受けた仕事と子育ての両立・女性活躍支援の要件を満たす場合は5%とそれぞれ上乗せされ、税額控除率は最大で45%となります。税額控除額は給与増加額に税額控除率を乗じて計算しますが、控除上限額は法人税額等の20%です。

改正後						改正前						
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%→+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%			
大企業 (改正後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	20%			
	+4%	15%			25%		←	+4%	25%	30%		
	+5%	20%			30%		←	-	-	-		
	+7%	25%			35%		←	-	-	-		
*プラチナくるみん or プラチナえるぼし												
中堅 企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	20%			
	+4%	25%			35%		←	+4%	25%	30%		
	*プラチナくるみん or えるぼし3段階目以上											
中小 企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	←	+1.5%	15%	25%			
	+2.5%	30%			45%		←	+2.5%	30%	40%		
	*くるみん or えるぼし2段階目以上											

財務省資料より